

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年9月5日時点

～2022年9月4日

2022年9月5日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊
(IoT)

別紙 IoT Connect提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内 容
(1) IoT Connect Mobile Type S	(略)
(2) IoT Connect Gateway	SDPFサービスの1つであって、IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(2) IoT Connect Gateway

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIMカード	(略)
IoT回線	(略)
<u>利用ポリシー</u>	<u>IoT Connect Gateway利用上のプロトコル変換ルール又は接続先クラウド等を定めたもの</u>
<u>利用グループ</u>	<u>同一の利用ポリシーのIoT回線から構成されることとなるグループ</u>

(B) 概要

a IoT Connect Gatewayは、利用グループに所属したIoT回線から当社所定の手順により通信を行う場合に、その利用グループに係る利用ポリシーが適用されるものとします。

b IoT Connect Gatewayには、[当社のサービスサイト \(https://sdpf.ntt.com/\)](https://sdpf.ntt.com/)に定めるところによりメニューがあります。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊
(IoT)

別紙 IoT Connect提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内 容
(1) IoT Connect Mobile Type S	(略)
(2) IoT Connect Gateway	SDPFサービスの1つであって、IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能 <u>又はIoT端末の管理に関する機能</u> を提供するもの

2 各メニュー等の提供条件等

(2) IoT Connect Gateway

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIMカード	(略)
IoT回線	(略)

(B) IoT Connect Gatewayに係るメニュー

IoT Connect Gatewayには、次のメニューがあります。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年9月5日時点

～2022年9月4日

2022年9月5日～

(D) 利用に関する設定の条件

a 契約者は、IoT Connect Gatewayの利用にあたり、利用グループを設定するものとします。

b 利用グループには、グループごとの利用ポリシーとして、1グループにつき1以上のメニュー、プロトコル変換ルール及び接続先クラウドを設定することができます。

c 利用グループには、1以上のIoT回線を帰属させることができます。この場合、1のIoT回線は、1の利用グループに限り帰属することができます。

d aからcまでに定めるほか、IoT Connect Gatewayの利用の設定に関する次に掲げる事項等については、当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定めるところによります。

(a) 設定可能な利用グループの数の上限

(b) 利用グループごとに設定可能なIoT回線の数の上限

(c) メニューごとに設定可能なプロトコル変換ルール又は接続先クラウドの種類又は数の上限

B 料金算定方法

(B) IoT Connect Gatewayに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、1のIoT回線ごとの月間の通信量に応じて算出されるものとします。この場合において、そのIoT回線について複数のメニューに係る通信が行われたときは、それぞれのメニューごとの月間の通信量に応じて算出されるものとします。

(C) 利用料金に係る通信量の測定は、次によります。

a 当社の測定機器において測定した通信量 (バイト単位とします。) とします。

a クラウドサービス接続

IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能を提供します。

b コンフィグマネージャー

IoT端末の管理に関する機能を提供します。

(D) 利用に関する条件

IoT Connect Gatewayの利用については、当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定める条件があります。

B 料金算定方法

(B) IoT Connect Gatewayに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、クラウドサービス接続については1のIoT回線ごとの月間の通信量に応じて、コンフィグマネージャーについては1のIoT回線ごとの月間の通信量及び1のテナントごとの月間の最大設定数に応じて算出されるものとします。1のIoT回線ごとの月間の通信量に応じて利用料金が算出される場合において、そのIoT回線について複数のメニューに係る通信が行われたときは、それぞれのメニューごとの月間の通信量に応じて算出されるものとします。

(C) 利用料金に係る通信量の測定は、次によります。

a 当社の測定機器において測定した通信量 (単位はWeb料金表に定めるものと

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年9月5日時点	
--	--

~2022年9月4日	2022年9月5日~
------------	------------

	ます。) とします。
--	----------------------------